

介護予防通所リハビリテーション 運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人六心会（以下「法人」という。）が設置運営する介護老人保健施設ここの郷（以下「施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーション（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設ここの郷
- (2) 開設年月日 平成 17 年 10 月 1 日
- (3) 所在地 滋賀県東近江市五個荘山本町 466 番地
- (4) 電話番号 0748-48-8300 FAX 番号 0748-48-8301
- (5) 管理者名 岩崎 克充
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2550580019 号)

(利用定員)

第4条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員については、通所リハビリテーション事業も含めて 24 名とする。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、原則として東近江市五個荘地区・能登川地区・近江八幡市安土地区の区域とする。

第2章 運営組織、職員および職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容等)

- 第6条 本事業を行う上で必要な職員を適切に配置し、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。尚、配置基準が定められている職種については、基準以上を配置し配置基準が定められていない場合には、必要数を配置するものとする。
- (1)管理者 1名（老健と兼務）
管理者として、本事業の職員（以下「職員等」という。）の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (2)医師 1名（老健と兼務）
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3)理学・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
理学・作業療法士・言語聴覚士は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (4)看護職員（看護師、准看護師） 1名以上（老健と兼務）
看護職員は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (5)介護職員 2名以上
介護職員は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 2 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 3 職員の定数は、法令で定める基準を下回らない職員を置くものとする。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下の通りとする。
- 1 毎週月曜日から金曜日までを営業とし、その間の国民の祝日も営業する。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業日の午前9時50分から午後4時00分までを営業時間とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

- 第8条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。

- 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、運動器の機能向上を実施する。
- 6 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養改善マネージメントを実施する。
- 7 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上を実施する。

第3章 サービスの内容及び利用料

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供に際し、予め利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第10条 施設は、正当な理由なく介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 施設は、当該施設の通常の事業の実施地域（当該施設が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適切な他の介護予防通所リハビリテーション事業者等を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる。

2. 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防通所リハビリテーションを提供するよう努める。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第13条 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない申込書について、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとときは、要支援認定更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

- 第14条 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第15条 施設は、介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たって、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第16条 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第83条9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、介護予防通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 施設は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 施設は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(サービスの提供の記録)

第19条 施設は、介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該介護予防通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該介護予防通所リハビリテーションについて介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

2 施設は、介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料等の額)

第20条 利用者より受領する利用料負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 利用料として、食費、利用者が選定する費用（文書料、日用生活品費、教養娯楽費、行事費、喫茶代、コピー代、おむつ代）、その他の費用等の利用料を別に定める料金表により、支払いを受ける。
- 3 施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容、費用について説明を行い、利用者又は家族の同意を得なければならない。

(保険給付のための証明書の交付)

第21条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所リハビリテーションに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した介護予防通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第22条 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 施設は、自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行

うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。

- 3 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が出来る限り、要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。
- 4 施設は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- 5 施設は、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを充分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけに努める。

(介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第23条 介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じて等の適切な方法により、利用者の病状、心身状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 2 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる職員（以下「医師等の職員」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。
- 4 医師等の職員は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 医師等の職員は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。
- 6 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- 7 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこと

- を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 8 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - 9 医師等の職員は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービス提供の開始時から、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
 - 10 医師等の職員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
 - 11 医師等の職員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

（介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

- 第24条 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 1 施設は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努める。
 - 2 施設は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
 - 3 施設は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることを充分配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ることを通じて、利用者の安全面に最大限配慮する。

（利用者に関する市町への通知）

- 第25条 施設は、介護予防通所リハビリテーションを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知する。
- 1 正当な理由なしに介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 2 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

- 第26条 施設の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら介護予防通所リハ

ビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 施設の管理者又は前項の管理を代行する者は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項)

第27条 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
 - (3) けんか、口論または暴力行為等その他、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
 - (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
 - (3) 故意にこの規程等に違反したとき

第5章 非常災害対策及び緊急時における対応方法

(非常災害対策)

第28条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 施設は非常災害発生時に当該事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を構築するよう努めるものとする。

(安全管理体制等の確保)

第29条 施設は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の職員に周知徹底を図ると

ともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておく。

- 2 施設は、サービスの提供に当たり、転倒防止の観点から余計な物品等を放置しない等転倒等を防止するための環境整備に努める。
- 3 施設は、サービスの提供にあたり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努める。

(緊急時等の対応)

- 第30条 施設は、現に介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の身体に急変等が生じた場合は、速やかに主治医や協力病院への連絡を行うとともに、利用者の家族又は身元引受人等に連絡し必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第31条 施設は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 施設利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制確保等)

- 第32条 施設は、利用者に対し、適切な介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 施設は、当該施設の職員によって介護予防通所リハビリテーションを提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

- 第33条 施設は、利用定員を超えて介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(人権への配慮等)

- 第34条 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。
- 2 施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置等の体制整備及び職員に対し研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

- 第35条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、当該事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(重要事項の掲示)

- 第36条 施設は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示、または、閲覧可能な形でファイル等で備え置く。

(秘密保持及び個人情報の保護)

- 第37条 施設の職員は、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族に、予め文書により同意を得る。

(身体拘束等)

- 第38条 施設は介護保険施設サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 施設は前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設は身体拘束等の適正化を図るために対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底

を図ることとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 39 条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

- 第 40 条 施設は、介護予防支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

- 第 41 条 施設は、提供した介護予防通所リハビリテーションに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 施設は、提供した介護予防通所リハビリテーションに関し、介護保険法第 23 条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 施設は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
 - 5 施設は、提供した介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携)

第 42 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

(会計の区分)

第 43 条 施設は、事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分するなど、経理規程に基づき、適正に処理するものとする。

(記録の整備)

第 44 条 施設は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。(診療録については、5 年間保管とします。)
- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町への通知に係る記録
 - (4) 情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(法令との関係)

第 45 条 この規程に定めのない事項については、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（条例第 20 号）」の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人六心会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程の一部改正は、平成 18 年 11 月 6 日から施行する。
3. この規程の一部改正は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
4. この規程の一部改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
5. この規程の一部改正は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
6. この規程の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

7. この規程の一部改正は、平成 21 年 4 月 2 日から施行する。
8. この規程の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規程の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規程の一部改正は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
11. この規程の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
12. この規程の一部改正は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
13. この規程の一部改正は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
14. この規程の一部改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
15. この規程の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
16. この規程の一部改正は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
17. この規程の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
18. この規程の一部改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。